電力供給契約書（案）

　平戸市（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）は、平戸市役所本庁舎で使用する電力の供給に関し、次の条項により電力供給契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　受注者は、別紙仕様書等（入札説明書、仕様書ほか仕様に関わる書類をいう。）に基づき、平戸市役所本庁舎で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は、次のとおりとし、いずれの額も消費税及び地方消費税を含む。

|  |  |
| --- | --- |
| 基本料金（円／キロワット月） | 　金○○○○円○○銭 |
| 電力量料金（円／キロワット時） | 　金○○○円○○銭 |

２　本契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等により消費税等額に変動が生じた場合は、本契約を何ら変更することなく契約金額に消費税等相当額を加減して支払う。

（契約期間等）

第３条　契約期間は、契約締結日から令和　　年　　月　　日までとする。

２　電力供給期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

３　契約後、電力供給開始までの間は必要となる設備の改修等のための準備期間とする。

（契約保証金）

第４条　発注者は、この契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第６条　使用予定電力量は、発注者の都合により変更することができるものとする。

（契約電力の決定）

第７条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（検針日及び計量）

第８条　検針日は、現在の検針日を引き継ぐものとし、その日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。

２　計量は、検針日に電力量計に記録された指示数の読みにより使用電力量を算定する。

３　受注者は、月々における最大使用電力量、積算使用電力量、力率、電力基本料金、電力量料金を報告しなければならない。

（電気料金の算定）

第９条　電気料金は、基本料金及び電力量料金の合計額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。）とする。

２　基本料金は、第２条第１項に定める金額とする。ただし、受注者は、仕様書等に定めのある力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができる。

３　電力料金は、前条第２項の規定により読み取った１月（前月の検針日から当月の検針日前日までの期間をいう。）の使用電力量に第２条第１項に定める金額を乗じて算定した金額（ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料調整額を加え、または差し引いて得た額とする。）と、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を合計した金額とする。なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点第１位で四捨五入するものとし、計算の結果、その金額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第10条　受注者は、前条の規定により算定された額を１月ごとに請求するものとし、発注者は、受注者から適法な支払い請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

２　発注者は、前項に定めた約定期間に電気料金を受注者に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが、天災地変等、発注者の責に帰さない事由による場合には、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（接続供給契約等により生ずる債務の負担）

第11条　受注者が当該地域の一般送配電事業者と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生ずる金銭債務を除く。）は、受注者が負担するものとする。

（契約に要する費用）

第12条　この契約の締結及び電力供給に関する設備等の設置に要する費用は、受注者の負担とする。

（契約の解除等）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により、契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと見込まれるとき。

(3) 契約の履行にあたり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、かつ、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第14条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、仕様書等に提示された予定契約電力及び予定使用電力量に基づく年間見込総額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失の補償を請求することができない。

（受注者の解除権）

第14条　受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害を請求することができる。

（解除の効果）

第15条　この契約が解除された場合には、第１条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

２　発注者は、この契約が解除された場合において、発注者が解除された日を含む月に電力の供給を受けている場合は、基本料金を以下の計算式で算定した電気料金を受注者に支払わなければならない。

　　・解除月の基本料金＝基本料金×（日割計算対象日数/暦日数）

（秘密の保持）

第16条　受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第17条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、当該地域を所管する一般送配電事業者が定める供給条件等を基に、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

　（紛争の解決）

第18条　この契約に関する紛争は、発注者所在地の裁判所の管轄に属するものとする。

　この契約の締結を称するため、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　平戸市岩の上町1508番地３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平戸市

　　　　　平戸市長　　　　　　　　　　㊞

受注者　　住　所

　　　　　　　名　称

　　　　代表者　　　　　　　　　　　㊞